第九十条の十一の二第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に、「次条第一項各号」を「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の三　平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあっては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　五千四百円

(2)　軽自動車　五千四百円

(3)　二輪の小型自動車　三千二百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千七百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千七百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3)　軽自動車　二千七百円

(4)　二輪の小型自動車　千六百円

二　前号に掲げる自動車以外の自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

(3)　軽自動車　七千六百円

(4)　二輪の小型自動車　四千四百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　五千円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円

(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　三千八百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに三千八百円

(4)　軽自動車　三千八百円

(5)　二輪の小型自動車　二千二百円

2　前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等（自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について平成二十一年四月一日以後最初に受けるものに限る。以下この条において同じ。）」を「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付」に、「当該自動車検査証の交付等」を「当該自動車検査証の交付」に改め、同項第一号中「財務省令で定めるもの」を「内燃機関を有しないもの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で財務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第一項第三号中「もので財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。」を「ものをいう。」に改め、同項第四号中「電力併用自動車（）を「揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、」に改め、「除く。」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同号イ中「車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車」を「乗用自動車又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨物自動車」に改め、「この号」の下に「、次項第一号及び第三項第一号」を加え、「平成十七年電力併用軽量車基準」を「平成十七年揮発油軽中量車基準」に、「（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」に改め、同号ロ中「三・五トンを超える電力併用自動車」を「二・五トンを超え三・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車」に、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」と